

江陳会談が締結した協定の法律にかかるとの解釈と分析

李明峻

1 2月21日、第6回江陳会談(以下、江陳会)が円山ホテルにおいて正式に開催された。国民党は2008年5月に政権の座に返り咲いて以来、ECFAを含め中国政府と12項目の協定を締結している。今回の協議では、当初予定されていた投資保障協定は締結されなかったが、海峡交流基金会と海峡兩岸關係協会は兩岸医薬衛生協力協定を締結しており、こうした協定の法的含意については、より踏み込んで検討する価値があるだろう。

過去の荒々しいやり方とは対照的に、民進党も陳雲林の訪台はすでに恒例の公務であると考えていることから、台湾の人々の関心は江陳会の結果、締結される協定の内容が国家や人民の利益を損ねるか否かにかかっている。第6回「江陳会」をめぐる、民進党は街頭抗議を行わなかったが、実質的な内容については厳しく監督している。蔡英文主席は党中央に「第6回江陳会工作グループ」を設置することを指示し、随時進捗状況を把握して、民主党的主張と立場を表明すると同時に、兩岸經濟協力枠組協定(ECFA)の成立によって設置された「兩岸經濟協力委員会(経合会)」を監督し、法的角度から行動を起こしている。

まず、協定の本文に「双方」という単語が多々用いられているが、この「双方」がいったい誰を指しているのかについては明確な定義がない。協定の前文からすると、「財団法人海峡交流基金会と海

峡兩岸關係協会」の文言が何度も用いられており、兩岸政府間協定の意味合いがあることは見て取れない。さらにいえば、こうした協定の前文では、両基金会による協議がそれぞれの政府の授権や委託を受けたものであることについて触れられておらず、協定文の署名も江丙坤・海峡交流基金会理事長及び陳雲林・海峡兩岸關係協会理事長によって落款されており、この「双方」が両会を指していることは明らかであるが、この二つの民間団体を協議の主体とするならば、「政府を排除」したやり方である。このほか、協定の発効日についても、双方の政府の同意後に発効されることについて触れていない。最初の6項目の協定については、何月何日調印、何日後に発効と明確に期日が決められていたが、後に締結された6項目の協定については、「調印後、それぞれの関連準備が整った後に発効するが、遅くとも〇〇日を超えてはならない」と記載されている。こうした協定からは、政府の役割が見えず、協議の主体についても「政府を排除」した深刻な状況である。

次に、協定発効後の実施が公権力の行為に関係するにもかかわらず、協定の「連携メカニズム」或いは「連携主体」の章節条款をみると、連携の内容は「本協定議定事項(宜)」及び「本協定の変更等その他関連事項(宜)」の二つに分けられ、前者では、実施事項に関連する民間グループが連

携すると記載されている。例えば、中国大陸人観光客の訪台にかかる観光協定では、「台湾海峡兩岸観光旅遊会」及び「海峡兩岸旅遊交流協会」が責任を負うとされている。後者については、統一して海峡交流基金会と海峡兩岸関係協会が責任を負うとなっている。この点からすると、協定の実施主体を意図的に民間化していることが明らかである。このほか、協定の実施により生じる問題を誰が解釈するかについては、現在のところ、ほとんどの協定において、「本協定の実施により生じる問題については、双方が迅速に協議し解決すべき」と記載されている。前述したように「双方」が両会を指していることは明らかで、両会が協定の実施によって生じる問題を協議することを意味し、明らかに協定実施の主体が民間化されている。

注目に値するのは、こうした協定の名称にすべて「海峡兩岸」がついており、馬政府が受け入れた「92年コンセンサス」、「海峡兩岸はともに一つの中国に属する」との定義の下、協定が「一つの中国」の下での国内協定になっている点である。協定事項の内容からすれば、例えば「空運協定」の規定では、明らかに第三国の航空会社が兩岸間の航空路線を運営することを排除しており、「海運協定」でも、登記済み船舶（権宜輪）が兩岸の海運航路を運営することを排除し、さらに同協定の第三条では国際航海法を無視して、「兩岸で登記された船舶が相手の湾岸に入港してから出航するまでの期間、船舶は社旗を掲揚し、船尾及びメインマストには一時的に旗を掲揚しない」と規定しており、国

内を航行しているかのような印象を与える。こうした規定によって、台湾の地位は明らかに中国国内化されている。

さらに、「共同での犯罪撲滅および司法互助協定」においては、特に文書送達・調査にかかる証拠収集・犯罪者の引き渡し等国家的司法主権にかかわる部分について、中国は『香港基本法』第95条及び『マカオ基本法』第93条にならって、司法文書の送達に関しては香港・マカオの「裁判所対裁判所」モデルを採用し、「双方の裁判所による司法文書の相互委託送達の手順」を結んでいる。しかし、こうしたやり方は国際的な文書送達を規定した『民事あるいは商業問題における司法及び司法外書類の海外への送達に関するハーグ条約』とは異なるもので、一国二制度及び基本法の構造下における産物である。また、請求プロセスについても、協定では双方が特殊な「文書スタイル」を制作することで、「文書検証」の手続きを免除すると規定しているが、この点もまた『民事あるいは商業問題における司法及び司法外書類の海外への送達に関するハーグ条約』の国際文書送達の規範を完全に迂回するもので、中国が現在採用している香港・マカオへの司法文書送達モデルと近似しており、上述の規定により、台湾は中国によって地域化されている。

上記のことから、馬英九政府がより多くの政治や主権にかかわるカードと引き換えに、目先の経済貿易利益を獲得し、その結果、国際社会で中国が以前から堅持している「一つの中国」へと進み、台

湾が対外的に中華民国の主権について触れなくなっていることが分かる。こうした構造下では、台湾が「一中一台」や「二つの中国」に向かっていないという印象を与え、「台湾は中国の一部である」ことを黙認するに等しく、かつて国民党が示した「一つの中国について、それぞれが表明する」という92年コンセンサスよりもさらに後退し、台湾の主体性が完全に消失したといえる。国際空間についても、「一つの中国、内外の区別をつける」を馬政府が受け入れるとの構造上に成り立っており、これは中国の善意の上に成り立つものである。ここで指摘しておきたいのは、「一つの中国」を受け入れることや、何事においても中国の同意を得なければならないことは、台湾の国際参与問題を兩岸の枠組下におき、「外交問題の兩岸化」政策を軸に進めるに等しく、間接的に中華人民共和国が台湾の主権を有し、台湾の国際参与にかかる最終決定権を有しているかのような誤ったイメージを作り、台湾の国際法上の地位に深刻なダメージを与える点である。BT